

登録修理業者ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条

本規程は、総務省登録修理業者制度に登録をしている個人又は法人の修理業者（以下「登録修理業者」という。）が独自に制作する対象物（以下「対象物」という。）に登録修理業者ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際の事項を定めるものである。

(ロゴマーク)

第2条

ロゴマークとは、別紙の登録修理業者ロゴマークデザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に示すマークをいう。

(ロゴマークの管理の趣旨)

第3条

ロゴマークは、登録修理業者を消費者に認識してもらうアイコンの役割を担うものであり、登録修理業者制度の認知度向上とイメージの統一のために、その意匠の使用形態について適切に管理する必要があることを確認する。

(使用者)

第4条

ロゴマークを使用できる者は、本規程に基づき使用許可を受けた登録修理業者とする。

(権利保有者及び管理責任者)

第5条

ロゴマークの権利保有者は、一般社団法人携帯端末登録修理協議会（以下「MRR」という。）とし、管理責任者はMRRの事務局長とする。

(使用許可基準)

第6条

ロゴマークを使用することができる対象物は、以下に該当するものとする。

(1) 登録修理業者が運営する修理事業のホームページ

ロゴマークを使用する際は、登録番号に加え、登録型式名（機種名）及び修理を行う箇所、又は総務省が公表している登録修理業者の情報を基に作成したMRRの情報公表ページのURLを併記する。

(2) パンフレット等の印刷物

ロゴマークを使用する際は、登録番号に加え、登録型式名（機種名）及び修理を行う箇所、又は総務省が公表している登録修理業者の情報を基に作成した MRR の情報公表ページの URL を併記する。

(3) 看板

(4) のぼり旗

(5) 名刺

(6) その他、(1) から (4) に類するもの

(使用申請)

第7条

ロゴマークの使用を希望する登録修理業者は、「登録修理業者ロゴマーク使用申請書」（別記様式第1号）を MRR 理事長宛に提出する。

なお、MRR、一般社団法人スマートフォンリペア協会（以下「リペア協会」という。）又は一般社団法人あんしん修理促進協議会（以下「促進協議会」という。）が、自らの団体に属する登録修理業者の代理人として申請することができるものとする。

(使用許可、使用不許可の通知)

第8条

登録修理業者から使用申請があったときは、MRR 理事長はその内容を審査し、原則として受領日から 10 稼働日以内に「登録修理業者ロゴマーク使用許可通知書」（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 使用不許可となった場合は、「登録修理業者ロゴマーク使用不許可通知書」（別記様式第3号）により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条

使用許可の通知を受けた登録修理業者がロゴマークを使用する際には、以下の事項を遵守すること。

(1) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと。

(2) ロゴマークをガイドラインに従って使用し、改変しないこと。

(3) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡、貸与、再許諾、質入れその他一切の類似の行為をしないこと。

(4) ロゴマークを使用した対象物又は対象物の写真を遅滞なく MRR 事務局に提出すること（ただし、名刺は除く）。

(5) ロゴマークを使用した対象物又は対象物の写真を提出する場合は、書面又はディスク等の媒体、電子メール等で行うこと。

(使用変更申請)

第10条

使用許可の通知を受けた登録修理業者は、使用方法・態様を変更しようとするときは、「登録修理業者ロゴマーク使用変更申請書」(別記様式第4号)をMRR理事長宛に提出する。

2 MRR理事長はその変更内容を審査し、第8条にしたがって通知するものとする。

(使用中止の届出)

第11条

使用許可の通知を受けた登録修理業者が、ロゴマークの使用を中止したときは、遅滞なく「登録修理業者ロゴマーク使用中止届出書」(別記様式第5号)をMRR理事長宛に提出する。

(使用許可の取消し)

第12条

MRR理事長は、登録修理業者が以下の事項のいずれかに該当する場合は、当該登録修理業者に対して是正を申し入れることができるものとする。

- (1) 第9条の各号のいずれかに違反したとき
- (2) 登録修理業者ロゴマーク使用申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (3) その他使用の継続が不相当であると認められたとき

2 MRR理事長は、以下の事項に該当する場合は、登録修理業者ロゴマークの使用許可の取消しをすることができるものとする。

- (1) 前項による申し入れを行った後、是正が見込めないと認めたとき
- (2) 前項の各号のいずれかに該当すると認めた場合で、緊急を要するとき

3 MRR理事長は、前項の規定により登録修理業者ロゴマークの使用許可の取消しをする場合は、「登録修理業者ロゴマーク使用許可取消通知書」(別記様式第6号)により、登録修理業者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた登録修理業者は、直ちにロゴマークの使用を中止し、使用許可に伴い受領したロゴマークのデータその他の一切の資料(バックアップのための複製を含む)をMRR事務局の指示に従い、MRR事務局に返還または破棄しなければならない。

(その他)

第13条

使用許可の通知を受けた登録修理業者は、第三者がロゴマークにかかる権利を侵害していることを発見した場合、速やかにMRR事務局に連絡するものとする。

- 2 使用許可の通知を受けた登録修理業者が、本規程に違反してロゴマークを使用したことにより、MRR、リペア協会及び/又は促進協議会が第三者から損害賠償その他の請求を受けた場合、当該登録修理業者は、自己の費用と責任においてこれを解決し、MRR、リペア協会、促進協議会のいずれにも何らの負担をかけないものとする。
- 3 本規程は、MRR、リペア協会及び促進協議会の合意によって変更することができるものとする。
- 4 本規程に定めのないもの、その他不明な事項は、MRR 事務局へ問合せること。

附則 この規程は 2019 年 9 月 6 日から施行する。

署名

一般社団法人携帯端末登録修理協議会
理事長

望月弘晃

一般社団法人スマートフォンリペア協会
代表理事

丸山和之

一般社団法人あんしん修理促進協議会
代表理事

熊谷美絵